

米原市人権施策基本方針新旧対照表<第2次改訂版(第1案)>

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
位置付け 10行目	障がい者、 <u>同和問題</u> 、アイヌの人々、	障がい者、 <u>同和地区出身者</u> 、アイヌの人々、	文章を整理した(同和問題だけが並列関係にないため)
位置付け 25行目	子ども、女性、高齢者、 <u>障がい者等に対する差別や偏見</u> が依然として存在するとともに、	子ども、女性、高齢者、 <u>障がい者等に関わる人権問題</u> が依然として存在するとともに、	文章を整理した(子どもに対する差別や偏見という表現は、理解しにくいため)
1 ページ 1 行目	「人権」とは、 <u>全ての人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、全ての人に平等でなければならないものです。</u>	「人権」とは、 <u>私たち一人一人が人間の尊厳に基づいて生まれながらに持っている固有の権利であり、全ての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。そして、この権利は、全ての人に平等に保障されなければならないものです。</u>	表現を分かりやすくした(人権の説明)
1 ページ 5 行目	人権が <u>国際社会において基本的な政治理念と認知されるようになった</u>	人権が <u>社会における基本的な理念として認知されるようになった</u>	文章を整理した(政治理念という表現を変えた)
1 ページ 18 行目	戦後の諸改革を通じて、 <u>国内における基本的人権の概念は常識化しましたが、実質的には不十分であるとして、人権保障に対する諸運動が高度成長の末期から広がりました。</u>	戦後の諸改革を通じて、 <u>基本的人権の概念は法制度上、明文化されましたが、実質的には様々な人権問題が存在するとして、人権保障に関する諸運動が1970年代から高揚しました。</u>	表現を分かりやすくした
1 ページ 31 行目	早くから取り上げられてきた諸課題について、 <u>点検と方向付けを繰り返すだけでなく、同和問題をはじめ人権全般に対する理解や認識を深め、今まであまり意識されていなかった</u>	早くから取り上げられてきた諸課題について、 <u>理解や認識を深めるとともに、今まであまり意識されていなかった</u>	表現を分かりやすくした

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
2ページ 6行目	<u>感性や日常生活</u>	<u>感性や、日常生活</u>	読点を追加した
2ページ 24行目	・学校教育においては、授業研究、実践交流などを <u>充実し、人権問題を正しく理解し、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、発達段階に応じ組織的・計画的に取り組むことが必要です。</u>	・学校教育においては、授業研究、実践交流などを <u>充実させ、人権問題を正しく理解するとともに、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、発達段階に応じ組織的・計画的に人権教育に取り組むことが必要です。</u>	表現を分かりやすくした
3ページ 3行目	やり遂げた達成感や	<u>ある課題に取り組み、それをやり遂げた達成感や</u>	表現を分かりやすくした
3ページ 8行目	・同和問題を人権教育における重要な <u>人権問題の一つ</u> として	・同和問題を人権教育における重要な <u>課題の一つ</u> として	表現を分かりやすくした
3ページ 15行目	目指してきました。	目指してきました。 <u>しかし参加するのは、もともと人権問題に関心を持つ市民が多いという傾向がみられます。これまで人権に関する学習機会があまりなかった市民も参加できるような学習の場の提供が、社会教育の大きな課題となっています。</u>	課題を加えた
3ページ 30行目	家庭や地域の人々が <u>日常生活を通じて、偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動することなどを自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが</u> 求められています。	家庭や地域の人々が <u>偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動することを日常生活で子どもたちに示していくこと</u> が求められています。	表現を分かりやすくした
3ページ 34行目	体験活動等の <u>充実に努め、家庭教育に関する学習機会の充実に</u> 図ります。	体験活動等の <u>充実に努めます。</u>	文章を整理した

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
4ページ 7行目	市民啓発は、長く行われてきたものほど、テーマや方法の繰り返しになりやすいことから、素材や進行役の人材を豊かにする努力が必要です。特に、ハートフル・フォーラム（地区別懇談会）では、参加者の固定化、参加率の低迷が見られるほか、事業の内容なども似た <u>パターン</u> の繰り返しでマンネリ化の傾向がみられます。	市民啓発については、長く行われてきた企画や行事ほどマンネリ化しやすくなることから、素材や進行役の人材を豊かにする努力が必要です。特に、ハートフル・フォーラム（地区別懇談会）では、参加者の固定化、参加率の低迷がみられるほか、事業内容なども似た <u>パターン</u> を繰り返すという傾向がみられます。	文章を整理した
4ページ 12行目	参加しやすく効果的な <u>研修</u> を推進することが必要です。	参加しやすく効果的な <u>企画や行事</u> を実施していくことが必要です。	表現を分かりやすくした
4ページ 15行目	<u>2012年度米原市人権意識調査</u>	<u>2017年度米原市人権意識調査</u>	年度を修正した
5ページ 21行目	人権尊重と人権擁護であるという理念を <u>全職員が共通認識</u> するとともに、	人権尊重と人権擁護であるという理念を <u>全職員にとっての共通の認識</u> とし、	「するとともに」が続くため
6ページ 3行目	<u>日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分的差別により、国民の一部の人々は長年にわたり、経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれてきました。これらの人々は1871年(明治4年)の解放令・賤民廃止令により法制度上は平等になりましたが、その後も同和地区と呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職その他の生活の上で心理的・実態的差別を受けることがあります。これが我が国固有の「同和問題」といわれるものです。</u>	<u>同和問題は日本固有の人権問題であり、その早期解決を図ることは国ならび地方自治体の責務であり、国民的課題です。</u>	文章を整理した（同和問題の説明を簡潔にした）

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
6 ページ 20行目	講じられることとなりました。	<u>講じられることとなりました。そして、インターネット上で同和地区の所在地や地区名の書き込みをはじめ、部落差別に関わる事象が後を絶たないことを受けて、2016年（平成28年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。</u>	部落差別解消推進法の施行を追加した
6 ページ 24行目	<u>就労などにおける課題や結婚問題などを中心とした差別意識は、今なお残っています。</u>	<u>不動産取得や結婚において、同和地区や同和地区出身者に対する忌避意識がみられることがあります。</u>	文章を整理した
6 ページ 25行目	<u>特に、市民啓発については、2012年(平成24年)の人権意識調査において、市民の人権意識は向上が見られるものの、世間体を気にして差別に同調してしまう「同調型差別（受身の差別行動）」の傾向が依然見られ、同和問題解決への悲観的な意識も増えています。また、家を買う場合に同和地区であることを心配することについては、「いちがいいにはいえない」という回答が全体の4割近くを占める結果となりました。</u>	<u>特に市民啓発については、2017年度（平成29年度）の人権意識調査において、「同和地区の人（子ども）とは、付き合い（遊んでは）いけない」「同和地区の人とは、結婚してはいけない」「同和地区の人はこわい」などという、差別的な内容の発言をこの5年くらいの中に直接聞いたという人が33.9%にのぼり、その発言に対して、それを肯定する「そのとおりと思った」という回答が15.2%、その発言に同調する可能性のある「そういう見方もあるのかと思った」という回答が44.9%となっており、「反発・疑問を感じたが、相手には何も言わなかった」19.1%、「反発・疑問を感じ、相手はその気持ちを伝えた」3.5%と、差別的な発言に対して反発・疑問を感じたという回答が少なく、依然として課題が大きいことがわかります。</u>	2017年度（平成29年度）の人権意識調査のデータと差替え

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
6 ページ 32行目	芸能文化の継承など <u>部落</u> が果たしてきた役割や	芸能文化の継承など <u>被差別部落</u> が果たしてきた役割や	文章を整理した（「部落」がここだけに出ているが、「部落」という言葉を使用するなら「被差別部落」とするほうが良い）
7 ページ 8行目	<u>同和教育</u> に対する正しい理解を図り	<u>同和問題</u> に対する正しい理解を図り	文章を整理した
7 ページ 12行目	<p>【石元会長】</p> <p>地域総合センターの部分、書きかえる必要あり</p> <p>●<u>地域総合センターの活用と今後の在り方</u></p> <p><u>地域総合センターは、地域住民の交流の場、地域福祉の向上と人権教育・啓発の拠点として積極的な活用を図りつつ今後の在り方について検討を行います。</u></p>	<p>【事務局案】 削除</p> <p><u>隣保館廃止に伴い、人権総合センターの内容に書き換えるとともに、市の推進体制（現行、22ページ）へと項目を移す。）</u></p>	文章を整理した
8 ページ 19行目	児童虐待の防止等に関する法律※	児童虐待の防止等に関する法律（ <u>児童虐待防止法</u> ）※	法律の略称を追加した
8 ページ 21行目	当該法律の改正が行われました。	当該法律の改正が行われました。 <u>その後2007年(平成19年)には児童虐待防止法の改正、2019年(令和元年)には児童福祉法と児童虐待防止法の改正（親による子への体罰の禁止）が行われています。</u>	法律の改正を追加した

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
8 ページ 22行目	【石元会長】 子どもの貧困率が国際的にみても高いことについて触れる	【事務局案】 <u>また、日本の貧困率の高さは国際的にみても、経済協力開発機構(OECD)が2014年(平成26年)にまとめた報告書の中では、加盟国平均値(13.3%)を上回っており、ひとり親世帯の貧困率においては加盟国36か国中33位と低位であり、深刻な状況にあります。</u>	子どもの貧困率を追加した
8 ページ 25行目	子どもたちが <u>健やかに生まれ育ち夢を育むこと</u>	子どもたちが <u>健やかに生まれ育ち、夢を育むこと</u>	読点を追加した
8 ページ 29行目	家庭や地域社会における <u>子育て機能の低下が進み、児童生徒が巻き込まれる事件や児童虐待などをはじめ、</u>	家庭や地域社会における <u>子育て機能の低下と育児に対する負担感の増大が進み、子どもに対する深刻な人権侵害である児童虐待の増加が続いています。</u>	文章を整理した
8 ページ 30行目	心身の発達や人格形成に大きな影響を与える <u>いじめや不登校や体罰等の問題が依然として懸念されています。</u>	心身の発達や人格形成に大きな影響を与える <u>いじめが依然として深刻な問題となっており、近年ではSNSを介したいじめも顕在化してきています。また、学校において取り組むべき課題として、不登校や体罰の問題もあげられます。</u>	文章を整理した（「いじめ」「不登校」「体罰」を並列するのはどうか）
9 ページ 3行目	子どもを <u>権利の主体</u> として認め	子どもを <u>権利の行使主体</u> として認め	文章を整理した
9 ページ 23行目	【石元会長】 (2) 施策の基本方向 「子どもの相談体制の充実と周知（学校における相談や電話相談（など）」を入れる。	【事務局案】 ● 子どもの相談体制の充実と周知 <u>不登校、精神的な不安定、気になる行動および発達障がいによる不適応等、不安や悩みを抱えた保護者や児童生徒への相談体制の充実と相談窓口の周知に努めます。</u>	子どもの相談体制の充実と周知を追加した

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
9ページ 23行目	<p>【石元会長】 (2) 施策の基本方向 「子どもの安全を守るネットワークの強化」を入れる。</p>	<p>● 子どもの安全を守るネットワークの強化 <u>年々増加する児童虐待に関する相談の背景には、経済的な問題、社会的孤立の問題、親の精神疾患、子どもの発達課題等複数の要因が絡み合っています。虐待の早期発見に努め、適切なアセスメントを行い、関係部署と連携し切れ目のない支援を行っていきます。</u></p>	<p>子どもの安全を守るネットワークの強化を追加した</p>
10ページ 9行目	<p>【石元会長】 (1) 現状と課題 「ジェンダー・ギャップ指数110位という日本の現状」を入れる。</p>	<p>【事務局案】 採択されました。<u>一方で、2018年(平成30年)の各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数では、日本の順位は149か国中110位となっており、国際的にも男女共同参画社会の実現には遅れをとっています。</u></p>	<p>ジェンダー・ギャップ指数を追加した</p>
10ページ 22行目	<p>【石元会長】 (1) 現状と課題 「2017年の男女雇用機会均等法の改正」を入れる。 【事務局案】 1999年(平成11年)および2007年(平成19年)に改正法が施行され、性別を理由にした差別の禁止や、事業主に<u>セクハラ防止に関する措置義務</u>を課すことなどが規定されました。</p>	<p>【事務局案】 1999年(平成11年)、<u>2007年(平成19年)、および2017年(平成29年)</u>に改正法が施行され、性別を理由にした差別の禁止や、事業主に<u>性別、妊娠、出産等に関するハラスメントの予防措置義務</u>を課すことなどが規定されました。</p>	<p>2017年の男女雇用機会均等法の改正を追加した</p>

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
10ページ 24行目	<p>【石元会長】 (1) 現状と課題 「2015年の女性活躍推進法の施行」を入れる。</p> <p>【事務局案】 規定されました。</p>	<p>【事務局案】 規定されました。<u>さらに「女性活躍推進法」が2016年（平成28年）の施行、2019年（令和元年）に改正され、女性が職場でより活躍できるよう事業主に行動計画の作成義務を規定するなど、法整備が進められてきました。</u></p>	2015年の女性活躍推進法の施行を追加した
10ページ 33行目	<p>【石元会長】 (1) 現状と課題 「母子世帯の貧困問題」を入れる。</p> <p>【事務局案】 ドメスティック・バイオレンス(DV)<u>など</u></p>	<p>【事務局案】 ドメスティック・バイオレンス(DV)、<u>母子世帯の高い貧困率など</u></p>	母子世帯の貧困問題を追加した
10ページ 34行目	<p><u>セクシュアル・ハラスメントなど、</u></p>	<p><u>セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、</u></p>	マタニティ・ハラスメントを追加した
11ページ 4行目	<p>進めるための<u>啓発活動</u>を充実します。</p>	<p>進めるための<u>教育と啓発活動</u>を充実します。</p>	文章を整理した
11ページ 20行目	<p>【石元会長】 (2) 施策の基本方向 「相談体制の充実と周知」を入れる。</p>	<p>【事務局案】 <u>女性の人権を守るため、DVやセクハラ、家庭や職場での様々な悩みについて米原市男女共同参画センターをはじめ関係機関での相談体制を充実させ、その実施について周知を行います。また、内容に応じて各機関と連携をとり包括的な支援や専門機関につなげるなど適切な対策をとります。</u></p>	相談体制の充実と周知を追加した

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
11ページ 20行目	<p>【石元会長】 (2) 施策の基本方向 「ワーク・ライフ・バランスの推進」を入れる。</p>	<p>【事務局案】 <u>子育て支援や男女共同参画の推進、市内事業者への啓発などの取組をとおして、ワーク・ライフ・バランスを推進します。個人や地域など社会全体で持続可能な取組を実現できるように努めます。</u></p>	ワーク・ライフ・バランスの推進を追加した
12ページ 27行目	<p>本市の高齢化の状況は、<u>2013年(平成25年)9月における市内105自治会のうち、55歳以上の人口が50%以上を占める集落が17自治会あります。そのうち65歳以上の人口が50%以上を占める自治会は1自治会ですが、50%に近い自治会が23自治会あり、急速に高齢化が進んでいます。</u></p>	<p>【事務局案】 <u>国勢調査によると、本市の65歳以上の高齢者人口は、1975年(昭和50年)から2015年(平成27年)の40年間に6,298人、142.9%増加し、約2.4倍となっています。同期間における総人口の1.4%減と比較すると、高齢者人口の増加が急激であることがわかります。</u></p>	根拠が不明なため、別の公表されている数値を用いた
12ページ 35行目	<p>【石元会長】 (1) 現状と課題 「高齢者の就労支援」「高齢者の集いの場づくり」「医療、介護、住まい、生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築」を入れる。 【事務局案】 <u>地域の力で高齢者を支える互助の取組に加え、様々な主体との協働による地域の支え合いの仕組みづくりを構築していく必要があります。</u></p>	<p>【事務局案】 <u>高齢者の就労支援や住民が主体となった居場所づくりを進めるとともに、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供される地域包括支援システムを強化し、充実させていくことが求められています。</u></p>	文章を整理した
13ページ 18行目	<p><u>第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画</u></p>	<p><u>第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画</u></p>	現行の計画に修正した

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
14ページ 14行目	<p>【石元会長】 (1) 現状と課題 「2013年の障害者自立支援法の改正」を入れる。</p> <p>【事務局案】 さらに、</p>	<p>【事務局案】 <u>また、2013年(平成25年)に施行された障害者総合支援法は、障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、日常生活および社会生活を総合的に支援するものです。</u>さらに</p>	2013年に障害者自立支援法は、障害者総合支援法へと改正されたため追加した
14ページ 14行目	<p>【石元会長】 (1) 現状と課題 「2016年の障害者差別解消法の施行」を入れる。</p> <p>【事務局案】 <u>2013年(平成25年)6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)※」を公布しました。</u></p>	<p>【事務局案】 <u>2016年(平成28年)4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)※」を施行しました。</u></p>	2016年の障害者差別解消法の施行に修正した
14ページ 21行目	本市では、	<p><u>以前は、障がいのある人が日常生活で様々な困難を抱えざるを得ないのは、その人の心身の機能不全によるものと考え、日常生活における困難を障がいのある人個人の問題とみなす傾向がありました(医学モデル)。しかし近年は、日常生活において障がいのある人が困難を感じるのは、街のつくり、慣習や制度、文化、人々の考えなど、社会のあり方がバリアを作っていることによるもので、そうしたバリアを除くのは、社会の責務であると捉えられるようになってきました(社会モデル)。つまり日常生活上の困難(障がい)は、社会のあり方がもたらしているのです。</u></p> <p>本市では、</p>	「医学モデル」から「社会モデル」へ、障害のとらえ方が大きく変化したことについて記述した

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
14ページ 27行目	2014年(平成26年)4月現在、本市で障害者手帳を所持している人の総数は、 <u>2,245人</u> となっております	2019年(平成31年)4月1日現在、本市で障害者手帳を所持している人の総数は、 <u>2,229人</u> となっております	最新データに入れ替えた
15ページ 3行目	<u>障がいのある人と障がいの特性についての正しい理解の促進を図るとともに</u>	<u>障がいの特性についてや、障がいのある人に対する正しい理解の促進を図るとともに</u>	表現を分かりやすくした
15ページ 21行目	(2) 施策の基本方向 【石元会長】 「相談体制の充実と周知」を入れる。	【事務局案】 ● 相談体制の充実と周知 <u>障がいのある人が住みなれた家族や地域で自立した暮らしができるよう、相談支援を充実するとともに、各種制度等の周知を図ります。</u>	相談体制の充実と周知を追加した
15ページ 22行目	<u>第2期米原市障がい者計画</u>	<u>第3期米原市障がい者計画</u>	現行の計画に修正した
16ページ 26行目	【石元会長】 (1) 現状と課題 「2016年のヘイトスピーチ解消法の施行」「2018年の入管法の改正と外国人の増加が予想されること」「インターネット上での外国人への差別をあおるような書き込み」を入れる。	【事務局案】 また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例等の発生を踏まえて、 <u>2016年(平成28年)6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。さらに、2018年(平成30年)12月には、「出入国管理及び難民認定及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立しました。</u>	文章を整理した
16ページ 26行目	外国籍市民の人口は、 <u>2013年(平成25年)12月末現在453人</u> で、本市人口の <u>約1.1%</u> をしめています。	外国籍市民の人口は、 <u>2019年(令和元年)8月末現在561人</u> で、本市人口の <u>約1.4%</u> をしめています。	最新データに入れ替えた
17ページ 12行目	<u>広報等の啓発活動</u> を通して、	<u>学校等での人権教育や、広報等の啓発活動</u> を通して	文章を整理した

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
17ページ 17行目	<p>【石元会長】</p> <p>(2) 施策の基本方向</p> <p>外国籍市民への生活支援に「災害時の情報提供」を入れる。</p>	<p>【事務局案】</p> <p>● <u>災害時の情報提供</u></p> <p><u>災害時における情報提供について、外国籍市民に向けた発信ができるような体制やツールについての検討を進めます。また、緊急時にはやさしい日本語での情報発信を行い、広く情報が理解できるよう努めます。</u></p>	災害時の情報提供を追加した
17ページ 17行目	<p>【石元会長】</p> <p>(2) 施策の基本方向</p> <p>外国籍市民への生活支援に「避難所での支援」を入れる。</p>	<p>【事務局案】</p> <p>● <u>避難所での支援</u></p> <p><u>避難所において外国籍市民が必要な支援を受けられるよう、やさしい日本語の普及に努め、外国籍避難者が取り残されない体制作りに努めます。</u></p>	避難所での支援を追加した
17ページ 17行目	<p>【石元会長】</p> <p>(2) 施策の基本方向</p> <p>外国籍市民への生活支援に「外国人の子どもの教育の充実」を入れる。</p>	<p>【事務局案】</p> <p>● <u>外国人の子どもの教育の充実</u></p> <p><u>日本人の子どもと同様の教育を受けることができるよう、教育環境の整備や配慮に努めるとともに、日本語教室等への参加を促し、日本語を習得する機会の提供に努めます。</u></p>	外国人の子どもの教育の充実を追加した

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
18ページ	<p>【石元会長】 (7) 生活困難者の人権 生活困難者については、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者などに共通する問題であり、ひとつの分野として独立して立項する必要があるのか、検討する必要がある。1ページ人権尊重の基本理念のところ、非正規労働者や低賃金労働者、生活保護受給世帯が増加している現状と、こうした生活困難という問題が女性や子どもなどをはじめとする「人権弱者」に現れやすいことを指摘したうえで、生活困難者への自立支援が人権施策のなかに位置づくと述べるだけで、生活困難者を分野ごとの施策の一つとして立てないほうがよいと考える。</p>	<p>第35回米原市人権尊重のまちづくり審議会にて、項を残すことになった。</p>	<p>独立した項として残す</p>
19ページ 4行目	<p>● 生活困窮者の自立支援に向けた庁内外の相談体制の確立 <u>庁内に各課との連携を図るための連絡調整会議を設置するとともに、市社会福祉協議会、地域総合センター、地域包括支援センター、民生委員などとの日常的な連携を図るための連絡会議を設置します。</u></p>	<p>● 生活困窮者の自立支援に向けた庁内外の相談体制の構築 <u>庁内外との連携を図るため、市社会福祉協議会、人権総合センター、地域包括支援センター、民生委員などとの日常的な連携を構築します。</u></p>	<p>連絡調整会議と連絡会議は設置していないため</p>

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
19ページ	<p>【石元会長】</p> <p>(8) 労働者の人権</p> <p>労働者の人権で述べられている派遣労働者の解雇や雇止め、非正規労働者の離職なども、生活困難者の人権の場合と同じく、それぞれの人権課題に共通するので、労働者の人権として立項するのではなく、1ページの人権尊重の基本理念のところで触れる。ただ、パワー・ハラスメントについては、マタニティ・ハラスメントやジェンダー・ハラスメントなどを加え、「職場等における多様なハラスメント」として立項し、20ページ以降の「その他のさまざまな人権」のほうへ移す。</p>	<p>【事務局案】</p> <p>「職場等における多様なハラスメント」として立項する考えではあるが、審議会にて協議を行う。</p>	
20ページ 7行目	<p>近年問題にされている例としては、<u>疾病（典型的にはH I V）、性的少数者（同性愛者・性同一性障害等）、刑余者、一部の職業（3 K労働※等）</u>についての偏見や差別があります。</p>	<p>近年問題にされている例としては、<u>特定の疾病を持つ人々、セクシュアル・マイノリティ※（同性愛者やトランスジェンダー※など）、刑余者、一部の職業（3 K労働※等）</u>に就く人々に対する偏見や差別があります。</p>	文章を整理した
20ページ 10行目	<p><u>災害時における風評被害や非正規雇用等による生活困難者の人権問題</u>など</p>	<p><u>福島原発事故避難者の人権問題や職場等における多様なハラスメント</u>など</p>	表現を分かりやすくした
20ページ 17行目	<p><u>アパートへの入居拒否、公衆浴場への入場拒否</u>など 社会生活のさまざまな場面で</p>	<p><u>アパートへの入居拒否</u>など</p>	<p>こうした事例は1986年に松本市で指摘されたことはあるが、近年では全く聞かなくなったため</p>

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
21ページ 2行目	● <u>H I V感染者等に対する啓発</u>	● <u>H I V感染者の人権</u>	文章を整理した
21ページ 3行目	<u>H I V等の感染症に対する正しい知識</u>	<u>H I V感染症に対する正しい知識</u>	文章を整理した
21ページ 5行目	<u>啓発を推進します。</u>	<u>教育と啓発を推進します。</u>	文章を整理した
21ページ 7行目	● <u>性同一性障害者・性的指向に関わる人権問題</u> <u>心の性と体の性が一致しない性同一性障害をはじめ、同性愛者や両性愛者などの性的少数者は、少数派であるために偏見の目にさらされたり、不当な差別を受けることがあります。性同一性障害や性的指向に関する正しい理解を深め、不当な差別を行うことがないよう、啓発を推進します。</u>	● <u>セクシュアル・マイノリティ※の人権</u> <u>セクシュアル・マイノリティに対しては、さまざまな誤解や偏見が根強く存在します。そのためセクシュアル・マイノリティであることをカミングアウト（公表）できず、学校や職場、家庭などで孤立する人たちがいます。とりわけ自分がセクシュアル・マイノリティであると気づいた小中学生は、正しい知識や情報を持たず、だれにも相談できないまま一人で悩み続けるというケースが非常に多いと考えられます。セクシュアル・マイノリティが日常生活において様々な困難や不利益に直面している現状を人権問題ととらえ、セクシュアル・マイノリティに関する正しい理解を深め、誤解や偏見をなくしていく教育や啓発を推進します。</u>	文章を整理した
21ページ 13行目	<u>就職差別</u> や居住の確保の困難	<u>就職</u> や居住の確保の困難等	文章を整理した

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
21ページ 35行目	(2) 施策の基本方向 追加	<p>● <u>犯罪被害者とその家族の人権</u></p> <p><u>犯罪被害者とその家族は、犯罪行為による直接的な被害だけではなく、マスメディアの報道やインターネット上の書き込みなどによるプライバシーの侵害や名誉棄損等、二次的被害も深刻です。こうした状況を踏まえ、2004年(平成16年)に「犯罪被害者基本法」が施行されましたが、犯罪被害者等に対する支援体制は十分とはいえません。二次的被害を無くしていくためにも、犯罪被害者等が抱える問題が人権に関わる問題であることを理解する啓発を進めていきます。</u></p>	犯罪被害者とその家族の人権について追加した
21ページ 35行目	(2) 施策の基本方向 追加	<p>● <u>ハンセン病元患者※の人権</u></p> <p><u>2001年「らい予防法」による隔離政策は人権侵害であったと国は法的責任を認めました。そして2008年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が制定されました。ハンセン病に対する差別や偏見をなくすためには、この病気について正しい理解を持つことが重要です。ハンセン病元患者に対する差別意識や偏見を解消するための教育・啓発を進めます。</u></p>	ハンセン病元患者の人権について追加した

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
21ページ 35行目	(2) 施策の基本方向 追加	<p>● <u>アイヌの人々の人権</u> <u>1997年に「アイヌ文化振興法」が制定され、2008年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で採択されました。そして2019年には「アイヌ施策推進法」が施行され、アイヌの人々の民族としての歴史や文化、伝統についての認識と理解を深め、アイヌの人々の現状を人権問題としてとらえ、理解する教育・啓発を進めていきます。</u></p>	アイヌの人々の人権について追加した
21ページ 35行目	(2) 施策の基本方向 追加	<p>● <u>職場等における多様なハラスメント</u> <u>1989年にセクシュアル・ハラスメントという言葉が日本に入ってくると、その被害を訴える女性たちが多数あらわれました。これは、それまでにセクシュアル・ハラスメントが日本になかったわけではなく、セクシュアル・ハラスメントの被害を個人的な不運だとみなし甘受していた女性たちがセクシュアル・ハラスメントという言葉の登場によって、自分が受けている被害が職場全体の問題であり、社会の問題であることが見えてきたのです。そして21世紀に入ると、性別役割を強制したり、「男らしくない」「女らしくない」と非難するジェンダー・ハラスメント、職場における権力関係を背景に上司などがその権力を濫用するパワー・ハラスメント、妊娠した女性が職場で非難されたり、配慮に欠けた扱いを受けるマタニティ・ハラスメントなど、多様なハラスメントの被害が顕在化してきました。またマタニティ・ハラスメントを除く上記のハラスメントは、学校における教師と児童・生徒の間でも生じることがあります。</u></p>	職場等における多様なハラスメントについて追加した

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
		<p><u>こうしたハラスメントは、被害者の人格を傷つける人権侵害であることが広く理解されるよう、教育・啓発を進めていきます。そして企業に対しては、訪問や啓発チラシの配付等を通じて情報提供や啓発を行います。また同時に相談体制の充実と周知に努めます。</u></p>	
22ページ 10行目	<p>【事務局案】 市の推進体制に人権総合センターの記載がない。</p>	<p>【事務局案】 <u>人権総合センターは、あらゆる人権課題の解決のための各種事業を総合的に推進するための拠点として積極的な活用を図ります。</u></p>	人権総合センターを追加した
28ページ	用語解説追加	<p><u>セクシュアル・マイノリティ</u> 「この世の中には女と男の2つの性別しかなく、人は女に生まれれば、だれもが自分は女であるという自覚を持って成長し、異性である男を好きになる。同様に、男に生まれれば、だれもが自分は男であるという自覚を持って成長し、女を好きになる」。私たちの社会は、これが「当たり前」で、「普通」であると考えています。こうした「当たり前」「普通」から外れているとみなされた人たちをセクシュアル・マイノリティといい、具体的には、女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、恋愛感情や性的欲求が男女（両性）に対してある両性愛者（バイセクシュアル）、他者に対して恋愛感情や性的欲求を抱かないアセクシュアル、そして、性自認にかかわるトランスジェンダー、自分の性的指向や性自認がどのようなものであるのか、よくわからない、悩んでいる、迷っている、そして意図的にまだ決めていないというクエスチョニングと呼ばれ</p>	

現行ページ	現 行	改正後	特記事項
		<p><u>る人たちがいます。</u></p> <p><u>このうち、トランスジェンダーとは、身体づくりからみた</u> <u>身体の性（生物学的な性）と心の性（性自認＝自分は女であ</u> <u>る、自分は男であるという意識と、その意識にもとづいた言</u> <u>動の一貫性・持続性）が一致していないために持続的な違和</u> <u>感・不快感を持つ人たちがいます。身体の性と心の性のズ</u> <u>レは、トランスジェンダー個人によって様々で、外科的の</u> <u>措置によって、身体の性を心の性に一致させたいと望む人</u> <u>や、一致させた人もいますが、トランスジェンダーすべてが</u> <u>外科的な措置を望んでいるわけではありません。なお、性同</u> <u>一性障害をいうことばは、身体の性と心の性が一致していな</u> <u>いことによって生じる違和感・不快感といった症状を示す診</u> <u>断名で、日本精神神経学会は、平成26（2014）年にこの診断</u> <u>名を「性別違和」に改めました。</u></p>	